

第3号議案 理事の報酬について

次のとおり承認を求める。

令和2年度の理事の報酬は総額31,600万円以内とし、各理事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において理事会に一任する。

なお、理事の報酬額には職員兼務理事の職員分給与は含まないものとする。

また、理事は67名である。